

生駒市条例第 2 3 号

RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例

第 1 条 RAKU-RAKUはうす条例（平成 1 3 年 4 月生駒市条例第 1 2 号）

の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の還付）

第 8 条の 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 7 条関係）

区分		使用料
集会室、談話スペース、和室、プレイルーム	1 日券	1 人 2 0 0 円
	回数券（1 日券 1 0 枚相当分）	1, 8 0 0 円
	回数券（1 日券 2 0 枚相当分）	3, 4 0 0 円
	回数券（1 日券 3 0 枚相当分）	4, 8 0 0 円
カラオケセット		1 式 3 0 分当たり 1 0 0 円

第 2 条 RAKU-RAKUはうす条例の一部を次のように改正する。

別表中「1, 8 0 0 円」を「1, 8 3 0 円」に、「3, 4 0 0 円」を「3, 4 6 0 円」に、「4, 8 0 0 円」を「4, 8 9 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後のRAKU-RAKUはうす条例別表の規定は、平成29年4月1日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。